

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第7号

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則

柴田町国民健康保険規則（平成18年柴田町規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(一部負担金の減免又は徴収猶予) 第9条 (略)	(一部負担金の減免又は徴収猶予) 第9条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、次条の申請時に納期限の到来した国民健康保険税を滞納している被保険者には、減免等を行わない。</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。